

① 制度の概要

地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している中で、**全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進**する制度です。こどもの居場所に関する実態調査・把握、広報啓発、NPO等と連携したモデル事業を支援します。

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、各自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制を構築し、こどもの視点に立った多様な居場所づくりの実現を目指しています。

② 支援内容

□ 実態調査・把握事業

- 供給側の実態把握（地域資源、支援状況等）
- 需要側の実態把握（こどものニーズ・実態）

最大721万円

補助率：1/2

□ 広報啓発事業

- 居場所マップ・ポータルサイト作成
- シンポジウム開催による理解促進

最大455万円

補助率：1/2

□ モデル事業

- NPO等と連携した居場所づくり
- 効果的な支援方法等の検証

最大500万円

補助率：10/10

③ 対象者

- **都道府県及び市町村**（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- 事業の全部又は一部を適切に実施できると認められた者への委託実施が可能

④ 専門家活用のススメ

- **実態調査設計**：調査項目・手法の専門的な設計により効果的な実態把握を実現
- **事業計画策定**：地域特性を踏まえた具体的かつ実現可能な事業計画の作成支援
- **申請書類作成**：こども家庭庁の審査基準に適合した申請書の作成
- **事業実施支援**：継続的なモニタリングと改善提案による事業成功率の向上

⑤ 採択率向上のポイント

- **地域課題の明確化**：データに基づく具体的な課題設定と背景分析が重要
- **こどもの視点重視**：**当事者であるこどもの声**を反映した事業設計の提示
- **継続性の担保**：事業終了後も継続可能な仕組みづくりの明示
- **多機関連携**：学校、地域、NPO等との連携体制の具体的な構築

⑥ 戦略的分析

【こども家庭庁の重点政策】

- **こども基本法施行**により、こどもの権利を基盤とした政策推進が必須
- 不登校児童生徒数の**過去最多更新**により、居場所づくりの緊急性が高まる
- 児童虐待相談対応件数の**増加傾向**により、予防的支援の重要性が増大

【段階的なアプローチ戦略】

- **第1段階：実態調査**により地域の現状を正確に把握し、エビデンスを構築
- 第2段階：広報啓発により**地域全体の理解促進**と参画意識を醸成
- 第3段階：モデル事業により**効果的手法の検証**と横展開を実現

⑦ こどもの居場所利用状況



居場所を持っているこども：約75%（内閣府調査）
課題：25%のこどもが適切な居場所を持っていない状況

⑧ 居場所づくりの類型

居場所の類型	主な機能・役割
学習支援型	宿題支援、学習習慣定着、基礎学力向上
食事提供型	こども食堂、栄養改善、地域交流促進
相談支援型	悩み相談、専門機関連携、早期発見対応
体験活動型	文化・スポーツ活動、社会性育成、多世代交流
総合支援型	多機能型サービス、包括的支援、ワンストップ対応

⑨ 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/25作成】

提出書類	チェックポイント
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">□ こどもの視点が明確に反映されているか□ 地域課題の具体的分析と解決策の整合性□ 実施体制と継続性の担保方法
予算書・積算根拠	<ul style="list-style-type: none">□ 事業内容との整合性と適正な単価設定□ 補助対象経費の明確な区分
実施体制図	<ul style="list-style-type: none">□ 関係機関との連携体制の具体性□ 役割分担の明確性
調査設計書	<ul style="list-style-type: none">□ 調査手法の妥当性□ 結果活用方法の明示

⑩ 申請スケジュール

- **事前準備期間**
随時受付のため、年間を通じて申請可能。事業計画の検討に2〜3ヶ月程度を要する。
- **申請受付**
随時～2026年3月31日（月）
こども家庭庁への直接提出。電子申請可。
- **審査期間**
申請から約1〜2ヶ月程度
- **交付決定通知**
審査完了後、速やかに通知
条件付き承認の場合は修正対応
- **事業実施期間**
交付決定後～2027年3月31日
実績報告は事業完了後30日以内に提出

⑪ 問い合わせ

制度詳細	https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/V28SVlai
こども家庭庁	成育局成育環境課 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 TEL：03-6771-8030（代表）